

軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、軽費老人ホームの運営の向上を図るため老人福祉法（昭和38年法律第133号）第24条第2項の規定により、軽費老人ホームの運営に必要なサービスの提供に要する費用（以下「サービス提供費」という。）について、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号、以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助金対象サービス提供費、補助率等)

第2条 補助対象となるサービス提供費及び補助率は別表のとおりとする。

2 前項の規定により決定した補助金は、規則第15条ただし書の規定により一括又は分割し、事前に交付することができる。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金の申請をしようとするときは、市長の定める日までに軽費老人ホームサービス提供費補助金交付申請書（様式第1号）1部を市長に提出しなければならない。

2 交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別途市長の指定する期限まで、軽費老人ホームサービス提供費補助金変更交付申請書（様式第11号）1部を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、以下のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助金と事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書（様式第2号）を作成し、これを事業完了後10年間保管しておくこと。

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、軽費老人ホームサービス提供費補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 第3条第2項に基づく変更交付申請があったときは、変更内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、軽費老人ホームサービス提供費補助金変更交付決定通知書（様式第12号）によって通知するものとする。

(承認申請)

第6条 第4条第1号の適用を受けようとするときは、軽費老人ホームサービス提供費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）1部を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告をしようとするときは、市長が定める期日までに軽費老人ホームサービス提供費補助金実績報告書（様式第5号）1部を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第8条 規則第13条の規定による通知は、軽費老人ホームサービス提供費補助金額確定通知（様式第6号）によるものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、軽費老人ホームサービス提供費補助金交付請求書（様式第7号）一部を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項においては準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、軽費老人ホームサービス提供費補助金一括（分割）事前請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第10条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、軽費老人ホームサービス提供費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

(返還命令)

第11条 規則第18条第1項又は、第2項の規定による返還命令は、軽費老人ホームサービス提供費補助金返還命令（様式第10号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行し、平成4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

この補助金の対象となるサービス提供費は、次のとおりとする。

軽費老人ホームの運営に必要な職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃借料支出、租税公課支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、各所修繕料支出、雑支出、器具及び備品取得支出、拠点区分間繰入金支出又はサービス区分間繰入金支出のうち特別運営費、その他市長が認める経費に充当する経費であること。

2 この補助金の交付額は、令和7年3月4日付け06千保介事第1682号千葉市長通知「千葉市軽費老人ホーム利用料等取扱基準の改正について（通知）」別紙「千葉市軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の示す「サービスの提供に要する費用の助成基準額」に、毎月初日の入所者数を乗じて得た額と、次の処遇改善金額を合計して得た額に次の補助率を乗じて得た額（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とするものであること。

処遇改善金額

（令和6年5月31日以前）

介護職員数（常勤換算）から特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数（常勤換算）を減じて得た数に15,000円を乗じて得た額

（令和6年6月1日以降）

介護職員数（常勤換算）から特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数（常勤換算）を減じて得た数に9,000円を乗じて得た額と以下のサービスの提供に要する費用の合計に1.16%を乗じて得た額を合計して得た額

- ・サービスの提供に要する基本額
- ・各種加算額等(民間施設給与等改善費、降灰除去費、除雪費を除く)

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームの場合、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する

区分	補助率
社会福祉法人立	10分の10